

1年度 公文書開示（1月決定分）

月 整理 番号	請求 年月日	決定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	法定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一 部 開 示	非 開 示	存 在 不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号			8 号
1	R1.11.20	R2.1.6	行路表（都営地下鉄 全路線、全業務区分）	1259	1													交通局 電車部 運転課
2	R1.11.20	R2.1.7	都営バス 運行表 全営業所、全仕事分	4906	1													交通局 自動車部 計画課
3	R2.1.9	R2.1.14	地下鉄駅施設等工事保安立会業務委託 上記工事に係る内訳書	3	1													交通局 建設工務部 建築課
4	R2.1.9	R2.1.14	地下鉄駅建築・設備点検及び保守業務等の委託 上記工事に係る内訳書	8	1													交通局 建設工務部 建築課
5	R2.1.6	R2.1.14	大江戸線国立競技場駅エレベーター設置土木・建築工事（その1）の第 1回工事変更 上記工事に係る、変更工事費総括書、変更工事総括書、変更種別内訳 書、代価明細表、諸経費計算書、工事設計内訳書	187	1													交通局 建設工務部 計画改良課
6	R1.11.24	R2.1.21	16文自第1483号「一般乗合旅客自動車運送事業における事業計画及び運 行計画の変更について（路線延長及び管理委託関連系統：平成17年4月1 日実施予定分）」ほか19件	954	1	1												交通局 自動車部 計画課

（第7条第2号）
文書発信元の担当者の所属及び氏名並びに東京都
交通局長の住所は公表されているものではなく、
個人に関する情報で特定の個人を識別すること
ができるものであるため、公にすることにより、個
人の権利利益を害する恐れがあるため。
（第7条第3号）
担当窓口の連絡先は、一般に公にされていない内
部管理情報であり、公にすることにより、文書発
信元の事業運営上の地位その他の社会的な地位が損
なわれると認められるため。
（第7条第4号）
社印の印影は、公にすることにより、偽造等の犯
罪の予防に支障を及ぼす恐れがあるため。